

宝塚市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、宝塚市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議することにより、宝塚市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

(顧問)

第5条 本会には、専門的な助言を得るため、必要に応じて顧問を置くことができる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、宝塚市都市整備部住まいづくり推進課に置く。

第2章 組織

（総会）

第7条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 会員の変更に関すること。
- (3) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

（定足数等）

第8条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

第3章 役員

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、宝塚市都市整備部長をもって充てる。

3 副会長は、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会部長級をもって充てる。

4 役員は、無報酬とする。

（役員の任務）

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4章 その他

（秘密の厳守）

第11条 会員は、第3条の活動の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（雑則）

第12条 会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、平成30年1月12日から施行する。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和6年11月5日から施行する。

別表（第4条関連）

区分	団体名
不動産関係団体等	一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会 阪神北支部 独立行政法人 都市再生機構 西日本支社
福祉関係・支援団体等	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 宝塚市国際交流協会
行政等	宝塚市都市整備部 宝塚市健康福祉部 宝塚市子ども未来部 宝塚市営住宅管理センター